

インドネシア中小企業支援ファンド5号

契約期間延長（2回目）のお知らせ

平素よりお世話になっております。インドネシア中小企業支援ファンドにご投資いただき、ありがとうございます。

さて、標記ファンドは本件匿名組合契約書第4.1条第2項にて、本件匿名組合契約の有効期間を2021年10月末日までとしておりましたが、2021年10月に、2022年10月末日までの契約期間延長を行いました。このたびクラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下「本営業者」といいます。）は、以下に述べる事由により、同項にあります契約期間延長を行い、延長後の契約期間満了日を2023年10月末日といたします。

【本ファンドの概要】

本ファンドは、本営業者が投資家様からお預かりした出資金を本営業者のエストニアグループ会社である Crowdfunder Estonia OÜ（以下、「エストニアグループ会社」といいます。）に対して貸付け、エストニアグループ会社はその資金をもとに、CROWDO グループの運営するオンラインプラットフォームを通じて、インドネシア国内で運転資金を必要とする事業法人に対して貸付けました。

【契約期間延長の事由とその背景】

本営業者は、後述する【本ファンドの運用計画】に記載した事項のうち、1. および2. を計画通りに実行しましたが、3. を実現することができませんでした。その背景には、2020年7月までにエストニアグループ会社がオンラインプラットフォームを通じて資金を貸付けたインドネシア国内事業者から、エストニアグループ会社に対して、予定通りの返済が行われなかったことがあります。

【本ファンドの運用計画】

本営業者が当初策定した運用計画は次の通りです。

1. 本営業者が本ファンドの運用を開始してから13か月目にあたる2020年7月において、エストニアグループ会社が、同時点において貸付実行済みの債権を除いて、インドネシア国内の事業者に対する貸付を停止すること（再投資を停止すること）
2. 同時に、2020年7月以降にエストニアグループ会社がインドネシア国内の事業者から返済資金を受領した場合、かかる資金を原資として本営業者に対して借入金の返済を行うこと

3. エストニアグループ会社は本営業者に対して2021年10月期まで同様の返済を継続し、同月期をもって本営業者に対するすべての債務の返済を完了すること

【本ファンドのこれまでの分配方針】

本営業者は本ファンドについて、2020年7月期までにインドネシア国内の事業者が行った返済の状況に鑑みて、エストニアグループ会社の本営業者に対して当初想定通りの利息を返済すると、当該ローンの元本を全額返済できない可能性があるかと判断しました。かかる判断を踏まえて、同月期の初回分配時以降、エストニアグループ会社は本営業者に対して利息よりも元本を優先して返済するとともに、本営業者は投資家の皆様に対して出資金を優先して返還する措置を取っています。

運用終了時点において出資金を全額返還できない場合には、未返還分の出資金額が運用損失となります。その際、もし運用期間全体に渡る損益を通算した結果が損失となるにもかかわらず、運用途中の分配において、本営業者の受取利息をそのまま運用利益として分配してしまうと、分配のたびに、投資家様において運用利益にかかる源泉徴収税の負担が生じ、結果として運用期間全体に渡る振込金額の合計が減少してしまうので、それを避けるためです。

【本ファンドの今後の分配方針】

本営業者が、本ファンドの出資金を投資家の皆様へ全額返還できる見通しが立ち次第、運用利益の分配を開始いたします。本営業者は、本ファンド財産に基づく運用利益の分配と出資金の返還を完了できましたら、その月末から1カ月を経過した日または契約期間満了日のうちいずれか早い日において、本件匿名組合契約を終了いたします。

【本ファンドの延長期間】

かかる状況に鑑み、本営業者は本件匿名組合契約の契約期間を延長し、2023年10月末日を延長後の契約期間満了日といたします。なお、元利金の支払いが終了していない場合には契約の再延長の可能性がございます。

投資家の皆様におかれましては、今後とも弊社業務に対するご理解とご支援とを賜りますようお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号